

近世イングランドの解毒化する魔女

— 魔女、メディア、近代化 —

楠 義 彦

1. はじめに

本研究は社会的周縁者の中核的な一例として魔女を取り上げ、魔女に対する認識を焦点として、魔女、メディア、近代化という三者の「共犯的な連関性」を検討するものである⁽¹⁾。16世紀半ばから17世紀末にいたる百数十年間にわたる魔女の生活史を、この連関性によって検討する。個々の魔女を中心とした複数の魔女がいる多核的な社会は、魔女のイメージや知識を土台にして、魔女認識を構築する。われわれは魔女事件のパンフレットを通して、その一端を知ることができるだろう。

メディア、社会的周縁者、近代化というテーマは、いずれも複数の学問分野のそれぞれで、膨大な研究の蓄積をもつ。メディアも社会的周縁者も1つの学問分野に閉じ込められた静態的な要素ではなく、多くの事象と相互に関係する動的な構造である。両者は物質的にも精神的にも歴史的に作られるマトリックスであったが、遍在し、組み込まれているがゆえに、意識しない限り、捉え難いものであった。メディアに注目するのは、諸々の情報が織りなす関係性が多くの場合認識の前提となるからである⁽²⁾。また、常に他の資料との関係性のなかで、資料を評価し解説しなければならない歴史学では、メディアは資料を生み出す制度や多様な関係性を意識するツールにもなる⁽³⁾。

筆者は「近代化」の問題を、かつて「ヨーロッパ・グローバリゼーションと諸文化圏の変容に関する研究」において、「宗教改革時代におけるヨーロッパ化の深化と展開」

⁽¹⁾ 本報告は、共同研究「近世のヨーロッパとラテンアメリカにおける社会的周縁者の創出とメディア」(基盤研究C(一般)課題番号16K03145。研究代表者:太成学院大学教授黒川正剛)の研究分担者として、筆者が課された分担地域であるイングランドを対象に行った成果の一部である。それゆえ、性格的に試論あるいは粗描の域を出ない。メディア、社会的周縁者、近代化の「共犯的な連関性」は、共同研究で規定された共通の枠組みである。

⁽²⁾ ジョルジュ・ルフェーブルの分類でいうところの、単純集合体、半意識的集合体、結集合体の場合、単に同時的に同じ場所に存在するだけの単純集合体の情報の関係性には、メディアは存在しない。たとえば、ひき逃げなどの交通犯罪の場合、加害者と被害者の間に事件前の人間関係はなく、メディアは存在しない。

⁽³⁾ チョムスキーによるメディア観察の3つの局面、組織の内部構造、社会のなかでの位置づけ、他の権力や権威をもっているシステムとの関係、を参考にした。歴史学の場合、組織を生み出す内部構造は資料を生み出す制度であり、他の二者は多様な関係性になる。ノーム・チョムスキー著、本橋哲也訳「何が主流メディアを主流にするのか」『メディアとプロパガンダ』青土社、2008年、23頁。

として考察を行った⁽⁴⁾。そこでは宗教改革時代を教会と国家の関係における画期として、「この時代はローマ教会を中心とするキリスト教共同体が解体し、にもかかわらずキリスト教国であることは放棄せず、その結果キリスト教教会が各国家との関係を再構築しなければならなかった」⁽⁵⁾と述べた。近世のヨーロッパでは、信仰生活と国家との関係性に一大変化が起こった。信仰の個人化・内面化の側面と、国家による集権化たる行政管理の標準化の2つの側面の変化である。後者はとりわけ印刷物の文書というメディアによって機能を高めることになる。印刷物が世界史上の情報革命であり、近代化を進めたことに異論を唱える人はいないであろう。イングランドの場合、近代化の端緒は、ローマ教会からのイングランドの離脱、修道院解散とその没収財産の処理、イギリス国教会の成立という形で顕在化するが、これは第一に国王が聖俗の長という特殊な教会のあり方に発するものである。そのため信仰の個人化・内面化と集権化は決して切り離すことはできない。これは、いわゆる主権国家体制（ヨーロッパ諸国家体系）とそれぞれの国家内部の国家経営の集約化に伴う、国家による宗教政策を生み出すことになった。同じ頃、国家による宗教政策の遂行は、プロテスタントのアメリカへの移住、カトリックのイエズス会の世界進出という、非ヨーロッパ世界でのキリスト教徒の誕生という特筆すべき経験をも生み出した。

一方、魔女に関する概略的な研究史は、19世紀末から20世紀前半にかけて、ゾルダン＝ヘッペ＝バウアーの古代ギリシア・ローマ時代の遺物としての魔女⁽⁶⁾やミシュレによる中世の農民女性の精神世界⁽⁷⁾として、概して啓蒙以前の集団狂気として魔女狩りを考え、正統派歴史学の研究対象ではない際物として始まる。その後1960年代末にトレヴァー＝ローパーの魔女熱狂論によって、初めて魔女狩りは歴史学の研究対象として注目されるようになった⁽⁸⁾。文化人類学の研究方法を利用したトマスとマクファーレンのテーゼを経て、裁判記録を主たる史料とした詳細な地域研究が70年代から盛んに行われた。それらが明らかにした魔女狩りの実態が、結果的にトレヴァー＝ローパーの魔女狩り像を否定していくのは、研究史上の皮肉と言わざるを得ないが、かつては考えられなかったレベルで魔女狩りの実態解明が進んだことは大きな成果であった。その後、90年代から実態を土台にした女性史的観点からの研究や悪魔学文献の分析、チッカなどの凶像を用いた研究、個別の魔術事件の解説といった研究、また広く全地球的な視野で魔女を捉えるベーリンガーが登場し、現在に至っている。

⁽⁴⁾ 平成19年度～23年度私立大学学術研究高度化推進事業「オープン・リサーチ・センター整備事業」（研究代表者：東北学院大学教授渡辺昭一）。その成果は、「ヨーロッパ・グローバル化と諸文化圏の変容に関する研究」研究成果報告書、学校法人東北学院（東北学院大学）、2013年3月の151-167頁に収録されている。

⁽⁵⁾ 同上、151頁。

⁽⁶⁾ W.G. Soldan - H. Heppel - M. Bauer, *Geschichte der Hexenprozesse*, Hanau, 1911. ゾルダンによる初出は1843年。

⁽⁷⁾ ミシュレ著、篠田浩一郎訳『魔女』岩波文庫、1983年。原著は1862年。

⁽⁸⁾ H.R. Trevor-Roper, *The European Witch-craze of the Sixteenth and Seventeenth Centuries*, Pelican Books, 1967(小川・石坂・荒木訳『宗教改革と社会変動』未来社、1978年所収)。

トマス＝マクファーレン・テーゼは魔女とその犠牲者の関係に注目したが、魔女は社会から切り離されて存在するわけではなく、犠牲者以外の近隣の人々との日常的で実践的な関係性のなかで存在している。この点を捉える目的から、筆者はかつて近代に解体する魔女のソシアビリテについて論じた⁽⁹⁾。魔女のソシアビリテを基に、メディアが寄与してそれぞれの魔女認識を作り上げる。近世イングランドにおいて基本的な社会の単位は教会の教区であり、教区こそが公けの部分だけではなく私的な部分とも結びついていた。この教区の生態系のなかで、特定の魔女を中核として、周辺の人々や地域の過去と現在を包括的に考える必要がある。教区はまさにメディアの舞台であった。居住する村で魔女事件が発生した場合、魔女もその犠牲者も当然顔見知りであり、村全体が1人の魔女がいる社会の魔女認識の舞台となる。また、現下の状況にとどまらず、過去に魔女事件を経験することが魔女認識を複合的な融和物にする。この複合性が魔女という存在を意識の上で消滅させることを阻害する。トマスが、魔女に対する同時代人の非現実的な観念が「既成の人間の価値をささえる不可欠の概念にはかならなかつた」⁽¹⁰⁾と述べたように、魔女は特殊な存在だった。メディアによる魔女イメージの加工と劣化を含む情報伝達と集積は、魔女の生活史を形作っていく。メディアによる魔女のイメージは魔女認識の重要な構成要素である。人々はパンフレットに書かれた事件を知り、イメージにおいて魔女を感得する。実際に魔女と接する必要はない。意識の程度により魔女認識の現実性が左右される。

メディアと近代化が形成した魔女認識が時代のなかでいかなるものであったのか、再構成する努力がなされなければならないだろう。

2. メディアというアプローチ

(1) 媒体＝構造としてのメディア

魔女とメディアとの関係に言及するものとしては英文学の演劇史のなかに先行研究を見出すことができる。演劇と社会体制との関係を、中村友紀氏は1633年のランカシャの魔女事件から魔女を中心としたメディア、ゴシップ、他者、公共圏の創出のメカニズムを追及している。氏は魔女は時代と地域の価値観を転倒させた表象で、家父長制への反乱分子であったと考えた。そのなかでとりわけ演劇に注目したのは、「劇場という場で多くの人と同じ情報に接し、それに対して様々な社会的背景を持つ人々が見せる反応に接しつつ、自らも喝采や歓声、野次などで意思表示することで集団的反応に加わる」ことが、「個人

⁽⁹⁾ 拙稿「魔女とともに生きる」(阪本浩・鶴島博和・小野善彦編『ソシアビリテの歴史的諸相—古典古代と前近代ヨーロッパ—』南窓社、2008年所収)。魔女のソシアビリテが担った役割は、近代になると専門化・細分化され、医療、福祉、調査会社、カウンセリング、保険、占い、天気予報などに徐々に分化していく。

⁽¹⁰⁾ キース・トマス著、山内昶監訳『人間と自然界—近代イギリスにおける自然観の変遷—』法政大学出版局、1989年、49頁。

の集合体をマスにする』⁽¹¹⁾ことになると思ったからである。この中村氏の卓抜した発想はグリーンブラットと笹山隆氏から来ていると思われるが⁽¹²⁾、歴史学的にはいくつかの見過ごせない問題もあると思われる⁽¹³⁾。

一般的にはメディアという用語は媒体の意味で使われる。媒体として媒介作用を行うものは言語、文字、図像、音声、儀礼、パフォーマンスあるいはそれらの複合体が一般的である。現代のメディアの代表格であるテレビ、ラジオ、映画、新聞、雑誌、ネットなどの不特定多数へのマス・メディアに相当する近世のマス・メディアは、読み書き能力が限定されていたがゆえに、説教、図像やパンフレット、ビラ、儀礼、パフォーマンスなどであろう。人も主体的なメディアとみなすことができる。人は口伝て、人伝てによって、口頭や、接触を伴う身体でもって、また表情や身振り、礼儀作法、慣習によって、情報を伝達・拡散する。

しかしながら、マクルーハンによると、メディアはあらゆるチャンネルを通じて作用し、「いかなるメディアも、単独ではなく他のメディアとの相互作用の中でのみ、その意味や存在意義を持つ」⁽¹⁴⁾という。バーリンの言う、「経験の総体的なテクスチュア」である⁽¹⁵⁾。そもそもメディアは「社会的実践の構造連関的な場」⁽¹⁶⁾であり、シルバーストーンは、「私たちはメディアを逃れることはできない。メディアは私たちの日常生活のすべての側面に含み込まれているからである」⁽¹⁷⁾と述べた。それゆえ、メディアを考える際には常に複眼

⁽¹¹⁾ 中村友紀『パブリック圏としてのイギリス演劇—シェイクスピアの時代の民衆とドラマ—』春風社、2016年、25頁。

⁽¹²⁾ スティーブン・グリーンブラット著、高田茂樹訳『ルネサンスの自己成型』みすず書房、1992年；同著、酒井正志訳『シェイクスピアにおける交渉—ルネサンス期イングランドにみられる社会的エネルギーの循環—』法政大学出版局、1995年。

⁽¹³⁾ たとえば、魔女を他者表象として社会から排除するという固定観念に左右されていないか。特にイングランドの場合、魔女は地域社会の中で相当長期にわたって人々と共存共栄しており、魔女という存在の極めて重要な部分を見逃していると言えるだろう。また、歴史学の先行研究の利用は、それぞれの研究の視角や宗教的、政治的、社会的な状況の相違を明らかにした上でなされるべきである。都市と農村との相違やロンドンの特殊性をどのように生かし、先行研究とどのような関係にあるのか、それらの複雑な関係性を具体的に詳述しないで、時代や地域の自律性を前提にした議論がなされ、当時のイングランド社会の単一性を強調するように感じるのは筆者だけであろうか。

⁽¹⁴⁾ 柴田崇『マクルーハンとメディア論—身体論の集合—』勁草書房、2013年、33頁より引用。マクルーハンはメディアが伝える内容と同じく、メディアの形態そのものの重要性を強調した。このことはメディアを扱う上で基本的な条件になる。

⁽¹⁵⁾ ロジャー・シルバーストーン著、吉見俊哉・伊藤守・土橋臣吾訳『なぜメディア研究か—経験・テキスト・他者—』せりか書房、2003年、22頁。

⁽¹⁶⁾ 吉見俊哉『[改訂版]メディア文化論—メディアを学ぶ人のための15話—』有斐閣アルマ、2012年、3頁。場としてのメディアの意味は歴史学でいうところの「構造」や「権力」の意味と近似である。

⁽¹⁷⁾ シルバーストーン『なぜメディア研究か』16頁。1920年代以降、メディア論はメディアと社会的現実との関係を追及してきた。リップマンは、「意識の中にある事実が、与えられた事実そのままである場合はごく少ないように思われる。一つの報告は、知ろうとするものと知られるものとの合作である。観察者役はその過程でかならず選択をするし、たいていは創作もする。われわれが見る事実はわれわれの置かれている場所、われわれが物を見る目の習慣に左右される」(W.リップマン著、掛川トミ子訳『世論(上)』岩波文庫、

的な視点からアプローチをしなければならない。メディアが個別の媒体の編成を成り立たせる。つまり基本的にメディアになり得ないものは存在しないし、マクルーハンのように人間の能力を拡張する人工物はすべてメディアである。極論であるが、この世はメディアである。

物質的なものであれ、あるいは精神的なものであれ、媒体として機能するものが社会を理解させ認識させる。媒体としてのメディアはいわば接続ケーブルで、社会的情報を送信者から受信者へ伝達するが、ケーブルの材質、製造方法、性能により、情報の質と量に差異が出る。それらによっては情報は伝達せず、逆に絶縁されることが起こりうる。つまりメディアの品質により伝達する内容とその信頼性は常に変化する。

媒体としてのメディアは常に複数系列で機能するがゆえ、それらは相互に無数に結びつき、ネットワークとなり構造となる。メディアには媒体と構造という両者の意味を考えることが望ましい。当然ながら、全体としての情報の質と量は、媒体＝構造としてのメディアに規定される。たとえば、現代社会のインターネットによる情報の伝達・拡散を想起するとよいだろう。また戦時では人による対面での情報伝達が平時より困難であることは明らかであろう。

歴史学にとっての有用性の一つは、これらの考え方が資料の解釈に不可欠と気づかせてくれたことである。資料に基づき過去の時代を再構成する歴史学においては、いかなる資料も過去と現在とを媒介するメディアである。資料は常に構造としての資料体系のなかで理解すべきである⁽¹⁸⁾。

ネットワーク論やソシアビリテ論では、たとえ心性であっても実体的な社会的結合関係が問題となる⁽¹⁹⁾。固定的な制度や組織からではなく、集団の相互関係から網の目のように政治・社会構造を分析する。ネットワーク論が支配—被支配の垂直的な関係をも射程に収めるのに対し、ソシアビリテ論は水平的な関係、しばしば集団内部に焦点を合わせる。他方、メディアによるアプローチの対象は実体的な関係ではなく、個人や集団の認識にのみ関わる。一意には情報の伝達に特化され、家族や地域共同体、党派、信徒団体のような社

110頁)と述べ、メディアに媒介された意識との相互作用で事実が構築されていくことを指摘したのはこの意味である(吉見『[改訂版]メディア文化論』32-33頁)。

⁽¹⁸⁾ 公文書を史料として用いる場合でも、記録のための文書と使用のための文書のメディアの相違を考慮する必要があるだろう。というのは、前者は同時的ではなく、その文書が表す事象より、時間的に後に編集され保管されるという特質がある。文書の作成者が、どのような学術上の履歴をもち、どのような政治的立場であったのか、また編集はどのような方針で行われたのか、文書の保管は確実に行われたのか等々といった要素を評価した上での解釈が必要である。他方、後者の場合は同時的であるが、使用後は用済みになったため保管されず廃棄されたり、所在が不明となることも起こりうる。記録や保管の必要を考慮しない実践的な文書であったため、事象への媒体としての性能は前者に比べて格段に高かったと考えられる。文書を用いた情報伝達は繰り返し参照が可能という点で、また人と人との対面での現在性に囚われないという点で、人による情報伝達を補足し超越する部分をもっている。

⁽¹⁹⁾ 以下の点は、三浦徹「ソシアビリテ論とネットワーク論—その弱点—」(二宮宏之編『結びあうかたち—ソシアビリテ論の射程—』山川出版社、1995年所収)を参考にした。

会集団そのものを考察の対象にしない。あくまで個人や集団が世界を理解・認識するレベルで機能する。メディアは社会的結合関係を捉えるツールではない。

一、二例を挙げれば、魔女の場合、総じて高齢の女性という実態から、可視性（visibility）のあるメディアの一つは魔女の外見となる。魔女に対する心性は魔女の外見とともに理解される。この意味で、数あるメディアのなかでも凶像の果たした役割は重大である。また、魔女と接する経験はイメージを強化する上で圧倒的なものになっただろう。一般に社会的情報が欠点になる場合、可視性を考慮することが重要になる⁽²⁰⁾。もう一例として宗教改革の研究に言及しておきたい。ルターの思想が一般民衆に急速に広がった立役者として印刷術を利用した文字によるコミュニケーションが考えられてきた。しかし、1980年代よりスクリブナーなどが中世と同様の口頭でのコミュニケーションを文字によるコミュニケーションと並んで重要であったと指摘し、非識字層の役割を評価する傾向にある。この考え方は媒体＝構造としてのメディアを考慮したものである。非識字層における凶像という視覚的な挿絵や風刺画といったメディアが促進的な役割を果たしたと考えられている。視覚的なパフォーマンスや劇、儀礼なども噂話や井戸端会議、印刷物とともに情報を広げていったという⁽²¹⁾。また、ピューリタン革命期には口頭での説教こそが媒体として最重要であった⁽²²⁾。媒体＝構造としてのメディアの視点は環境全体での情報伝達の性能を考える視点を含んでいる。あたかもオーケストラの演奏がホールの違いで大きく変わって聞こえるかのようである。

(2) メディアの種類

メディアの特質と並んで、メディアの発生源によっても便宜的に区別が可能である。宗教、神学、哲学、法学の言説や法令などの知識人や聖俗の権力が源となるもの（権威的メディア）と、絵入り活版印刷のビラ、犯罪を告発する請願、文学など民衆が源になるもの（民衆的メディア）がある⁽²³⁾。この発生源による類型を考えることで、媒体＝構造として

⁽²⁰⁾ アーヴィング・ゴッフマン著、石黒毅訳『ステイグマの社会学—烙印を押されたアイデンティティ—』せりか書房、1984年、75-87頁。

⁽²¹⁾ この部分は、蝶野立彦「宗教改革期のドイツにおける読書・コミュニケーション・公共性—《宗教改革的公共性》をめぐる—」（松塚俊三・八鍬友広編『識字と読書—リテラシーの比較社会史—』昭和堂、2010年所収）19-39頁に基づく。

⁽²²⁾ 香内三郎『活字文化の誕生』晶文社、1982年、98-103頁。口頭と対面というメディア、人と人との身体の接触というメディアは、文書というメディアが出現しても決してなくならなかった。それどころか参加可能という点で、依然として前者のメディアは圧倒的にホットなメディアであった。文書のメディアは身体メディアが機能する時、より効果的に作用した。身体メディアが到達できない場合には代替物として機能した。この時代、身体メディアによる社会環境から、身体と文字による社会環境への適応を迫られることになる。

⁽²³⁾ このメディアの類型は本科研の研究計画書では、「規範的メディア」と「民衆的メディア」と区分されている。しかし、民衆的メディアも規範性をもちうるメディアであり、本稿では規範的メディアではなく、権威的メディアという語を用いたい。

のメディアにおける、メディア相互の関係性、すなわち権威的メディアというものを設定することで、メディアの権力の作用や民衆的なメディアとの関係性を示すことが容易になる。権威的メディアは、媒体の意味では一般的にメディアと考えにくいものであるが、言説や法令は発行主体から情報が放射して伝えられるという特性があり、やはりメディアである。

権威的メディアは理想的にはすべての人に到達するメディアであるが、現実的には1つのメディアで行き渡るわけではない。機会であるか戦略であるかは別にして⁽²⁴⁾、権威的メディアは権力である。それゆえ、権威的メディアは国家による集権化や行政管理の標準化が進展するにつれて有効性を高める。近世における権威的メディアの問題は近代化の問題と同義になる。政治権力は地方や個人、集団を集権化の対象とし、権威的メディアによって社会の末端へと力を拡大しようとする。概してある権威を伝える目的をもつ。排除の対象となる他者の部分と集権化の対象となる部分の間には境界たる周縁が存在するが、政治権力からの作用により、周縁の範囲は常に社会の外側へと移動する。理論的には境界領域は、法律や道徳などの権威に基づく政治権力の集権化の努力により、他者の領域を圧迫しつつ、限りなく縮小し狭隘になっていくが、決して消滅はしない。というのは、周縁部分の創設が政治権力にとって秩序ある社会の形成・維持に不可欠の部分を作っているからである。周縁を象徴する社会的周縁者の創出、そしてそれを可能にする周縁者意識をいかに作り上げていくかは政治権力にとっても、社会にとっても、極めて重要であった。

一方、民衆的メディアは多元発生的であるが、媒体＝構造としてのメディアを権威的メディアとともに構成する。民衆的メディアといっても、完全に自律的で閉鎖的な固有のメディアというわけではなく、権威的メディアとの関係の上で捉えなければならないだろう。権威的メディアの基本的特質は拡張・浸透性であり⁽²⁵⁾、民衆的メディアに浸透する。これは政権の御用新聞と化す新聞を想起するとよいだろう。権威的メディアと民衆的メディアの関係は、知識人や政治権力の側からは自己と周縁の関係にもなり、周縁地域の均質化の課題を付帯している。民衆的メディアは権威的メディアの海に浮かぶ小舟である。海が荒れるときには、小舟はたちどころに波間に消えてしまう。それゆえ、民衆的メディアは権威的メディアに対する付度を往々にして発生させたり、望ましい生活態度や倫理を伝えたり、という規範性をもつ。

近世イングランドでは印刷出版は許可制であり、すべて検閲済みであった。ステーション・カンパニーが統制機関として機能していた。したがって、民衆的メディアの内容には、権威的メディアに許可された内容が大なり小なり反映していると考えなければなら

⁽²⁴⁾ 権力の理解がウェーバーか、フーコーかの意。

⁽²⁵⁾ 権威的メディアが到達する範囲は、ウェーバー言うところのアンシュタルトになる。マクルーハンは、情報の移動速度の差を主張し、「印刷術が発明されて、はじめて均質にもとづく政治的統一が実現可能となった…(中略)…加速が生ずると、つねに中央集権権力が作動して可能なかぎりの周縁地域を均質化する」(M・マクルーハン著、栗原裕・河本仲聖訳『メディア論—人間拡張の諸相—』みすず書房、1987年、93頁より引用)という

ないだろう。対照的に口頭での情報伝達を阻止する組織はなかった⁽²⁶⁾。媒体＝構造としてのメディア自体も個々のメディアと繰り返し影響し合い、伝える情報を左右していく。

また、都市と農村との差も考えなければならない。人々が圧倒的に農村に居住する時代では、印刷物の普及は都市生活の特徴であった⁽²⁷⁾。加えて住民の階層や貧富の差、識字率も考慮すべき要素である⁽²⁸⁾。領主、共同体、個人という側面から、メディアの働きを農村社会に適応し、具体像を描く必要もあるだろう⁽²⁹⁾。

ところで、メディアとコミュニケーションはしばしば非常に近い意味で用いられている。メディアは情報伝達に介在する媒体でコミュニケーションは双方向的な情報交換となる。しかし、媒体＝構造としてのメディアはコミュニケーションを成り立たせるもの⁽³⁰⁾であるのと同じくらい、コミュニケーションを阻害するものでもある。メディアは、情報を正しく伝えず隠蔽したり、情報の歪曲や重複、すり替え、誤解の誘導といった絶縁機能をもっている。たとえば希少語を話す閉鎖的な村では村外の人に通訳を準備しないで話をする。その内容は言葉からは全く伝わらない。しかし、話者に通訳の必要性を気づかせなかったことが、その村での媒体＝構造としてのメディアである。また、フェイクニュースやデマによる悪意ある虚偽情報の拡散が可能な現在のネット社会は、真実を絶縁し、それぞれが媒体＝構造としてのメディアとなる。民衆的メディアが専らつなぐ機能をもっていることに対し、権威的メディアは権力という性質のため、つなぐ機能と離す機能の両方つまり統合と分裂という秩序化の機能をもち、プロパガンダとして機能し得た。

以上のことから、まず基軸となる権威的メディアでの魔女がいかなる存在であったのかを明らかにする必要がある。その後、民衆的メディアであるパンフレットを用いて、16・17世紀イングランドの魔女認識を検討してみたい。

3. 権威的メディアにおける魔女の出現

(1) 社会的周縁者

魔女は教会裁判所所有罪になったとしても、後に見るように、信者の共同体への再受容

⁽²⁶⁾ 香内『活字文化の誕生』120頁。

⁽²⁷⁾ 17世紀末まで印刷はロンドンに居住することを組合員資格とするステーショナーズ・カンパニーに限定されていた。

⁽²⁸⁾ Tessa Watt, *Cheap Print and Popular Piety, 1550-1640*, Cambridge U.P., 1991, p.7. たとえば、1640年までの田舎の成人男性の約30%しか自分の名前を署名できなかったのに対し、ロンドンでは実に78%の人が完全な識字率をもっていたという。

⁽²⁹⁾ この発想は、野々瀬浩司「ドイツにおける宗教改革と農村社会—ペーター・ブリックレの『共同体宗教改革論』をめぐって—」『キリスト教史学』第72集、2018年7月を参考にした。

⁽³⁰⁾ 服部良久氏は「武装と暴力を含みこんだ農民相互のコミュニケーションに基づく社会秩序」を取り上げ、紛争や暴力をも媒介になるとする。これも共同体の形成と維持を成り立たせるという観点からコミュニケーションと考えている。この件については、服部良久「中・近世ドイツ農村社会の武装・暴力・秩序」(前川和也編著『コミュニケーションの社会史』ミネルヴァ書房、2001年所収)381-408頁。

を可能にする教会罰しか科されなかったという点で、他者ではなく周縁者であった。一方、魔術禁止法によって世俗の裁判所で裁かれ有罪になった場合には、犯罪者として他者になった。最悪の場合には死刑になり、完全に排除された。教会裁判所に告発された時点では、後に世俗の裁判所で再び告発され審理されるかどうかは不明であり、魔女は微妙な立場にあった。本研究では教会における魔女の位置づけに注目し、彼女らを社会的周縁者の代表としたい。

「社会は観念的には平面の範囲として考えられる」⁽³¹⁾。それゆえ範囲を認識する視覚の問題と切り離せないが、同時に、「周縁」という言葉は「周辺」と異なって、「ふち」とともに「えん」を観念的にもち、そこにはやはり常に関係性の概念を含んでいることに留意したい⁽³²⁾。かつてテッサ・モーリス＝鈴木も、「辺境は重要である。なぜなら、辺境という存在が、国史を、地域史を、ひいては世界史を違った視座から再訪する旅の出発点となり、国家／国民という中心からは不可視化されかねない問題を提起しうるからである」⁽³³⁾と述べた。ここには周縁の問題を取り上げる射程の深さが示されている。周縁の形成は中核の形成と不即不離であり、それどころか周縁への意識こそが中核を正確に捉える条件になってくる。周縁のない社会はなく、周縁によって中核は中核として機能することができる。ただし、中心と周縁という「問いの立て方それ自体が、複数系列の同時存在が示す問題の拡がりやをドミナントな単数の系列との関係のうちに回収してしまうという難点をはらんでいないか」⁽³⁴⁾という齋藤純一氏の指摘は重要である。

社会的周縁者の位置づけには複数の理解が成り立つだろう。一つは自己でないものは他者であり⁽³⁵⁾、社会的周縁者は他者であるという考え方である。自律的な自己同一化に立つ自己と他者の関係である。もう一つは、社会的周縁者は自己と他者との境界に位置するという考え方がある。自己、社会的周縁者、他者の三構成である。この場合、基本的には社会的周縁者は自己への包摂と他者への逸脱の、二様の可能性を有する存在である。他者は自己とは相容れず自己から排除の対象となる。他者の代表者は犯罪者である。境界領域が認識困難なまでに縮小した場合、自己、社会的周縁者、他者の三構成は、見かけ上自己と他者との二構成になる。この二つの考え方に共通するものは他者がいずれも逸脱カテゴ

⁽³¹⁾ H. シューラー＝シュプリンゴルム著、土井政和訳「社会的周縁者の犯罪」『法政研究』第62巻第1号、1995年8月、118頁。

⁽³²⁾ 木原誠・吉岡剛彦・高橋良輔編『周縁学—〈九州/ヨーロッパ〉の近代を掘る—』昭和堂、2010年、i頁には「周縁とは、あらゆる事象を囲う（定義する）際に生じる境界＝際を含意していることになる」とある。

⁽³³⁾ テッサ・モーリス＝鈴木著、大川正彦訳『辺境から眺める—アイヌが経験する近代—』みすず書房、2000年、4頁。

⁽³⁴⁾ 齋藤純一「政治思想史におけるマイノリティ」『政治思想史研究』（2009年度政治思想学会研究会統一テーマ『政治思想史と周縁・外部・マイノリティ』（青山学院大学））第10編、2010年5月、511頁。

⁽³⁵⁾ たとえば、P・L・バーガー＝T・ルックマン著、山口節郎訳『日常世界の構成-アイデンティティと社会の弁証法-』新曜社、1977年、48-58頁。ここでは自己と他者との関係は、対面的状況のなかでの相互作用にあり、一元的な排除の関係にはなく、弾力性にとんだものになる。

リーであるということである。

逸脱カテゴリーの形成について、ベッカーは、逸脱を「ある社会集団とその集団から規則違反者と目された人間とのあいだに取交される社会的交渉の産物」⁽³⁶⁾としているが、社会が何らかの合意に基づく規則を定め、違反行為を逸脱と定義する、すなわち権威によって逸脱が作られる。逸脱者のラベルを貼られた人が逸脱者となり、行為そのものが逸脱を生み出すわけではない。逸脱を決めるのは常に他の人々（集団）であり、逸脱者ではない。これは、一般的に社会は秩序形成と維持のために一定の成員に逸脱的な役割を与えると考えられているためである⁽³⁷⁾。山口昌男氏が、「秩序に属する部分と無秩序に属する部分、友好的な部分と敵対的な部分でもあります。そして人間は基本的に、敵対的な部分があるときに自分の内側というものはっきり意識します。全体の輪郭がはっきりするわけです」⁽³⁸⁾というのは至言である。他方、逸脱の代表たる犯罪について、デュルケムは「集合意識の強いかつ明確な状態を犯すとき犯罪的である」という。つまり「ある行為は、犯罪的であるから共同意識を傷つけるのではなく、それが共同意識を損なうから犯罪的だといわれなければならない。それを犯罪だから非難するのではなくて、われわれがそれを非難するから犯罪なのである」⁽³⁹⁾と考えた。犯罪は集合表象を傷つけるから犯罪となる。集合表象は常識であり世界の権威である。集合表象を確認することは、自己のアイデンティティを確立し、成員の連帯強化や抽象的権威の境界線明示化、社会浄化といった作用を担う⁽⁴⁰⁾。他者としての逸脱者の言動が社会に貢献することになる。ある言動が繰り返され、逸脱として習慣化する場合、制度化されて犯罪となり、同時に周縁者も滲み出る。

このように周縁者は最初から周縁者と決定されているのではなく、他者との関係で付随的に創出されていくものである。一般的に完全な他者である犯罪者の手前に、違反者、外国人、女性、子供、貧民等が、初めて周縁者に位置づけられることになる。すなわち、周縁者を作り上げるのは逸脱カテゴリーを表示するメディアである。他者ではなく、共同体に再編入可能な周縁者を形成し明示することに貢献したのは、近世イングランドではとりわけ教会のメディアである。この時代に社会を担うのは教会であった。教会は異教徒や異端、破門者を除いて、他者を作らないためである。教会は周縁者を明示し、彼らを信仰共同体に再受容することで、かかる共同体を活性化させる。

(2) Visitation Articles (監察質問条項)

本研究で最初に用いる史料類型は Visitation Articles である。宗教改革後にとりわけ規則

⁽³⁶⁾ ハワード・S・ベッカー著、村上直之訳『アウトサイダーズーラベリング理論とは何か一』新泉社、1978年、18頁。

⁽³⁷⁾ 同上、276-277頁。

⁽³⁸⁾ 山口昌男「文化における中心と周縁」『山口昌男著作集5』筑摩書房、2003年、306頁。

⁽³⁹⁾ エミール・デュルケム著、田原音和訳『社会分業論』青木書店、1999年、82頁。

⁽⁴⁰⁾ 佐野正彦『逸脱論と〈常識〉ーレイベリング論を機軸として一』いなほ書房、2009年、46-48頁。

的に Visitation（監察）が行われたのは、人々の信仰が個人的なレベルでターゲットになり、定期的に信仰の状態をチェックして、名実ともに信仰共同体の形成・存続が求められたためである。それゆえ、Visitation は本来カトリックの制度であるが、プロテスタントも積極的に Visitation を行った。Visitation の基になったメディアである Visitation Articles に注目することは、宗教改革後の周縁者の問題を考える上で不可欠であろう。

さらに、Visitation Articles を用いる他の理由もある。第一に、この文書は教会裁治権者が自分の管轄地域を監察する⁽⁴¹⁾前に監察の対象となる項目を各教区に伝え、監察時にこの文書に基づき教区委員に告発させる、すべての人を対象にする権威的メディアであった⁽⁴²⁾。告発させることにより、単に社会的周縁者を表示するだけではなく、教会と被告発者、教区民と被告発者の関係性を再調整する。Visitation Articles には明白な媒介作用があった。第二に、監察ごとに、管轄地域の実態を踏まえて、しばしば文書を作り直す、いわば即応性の強い文書であった。教会裁治権者は Visitation Articles を用いて、教区委員を通して教区民を把握する。言うなれば教会裁治権者と教区民を媒介するメディアそのものであった。教区委員になる者は、教区の役人だけではなく、陪審やコンスタブルなどの世俗の役人を兼職するケースが多く、少なくとも教区委員に繰り返し任命される人物か、そうでなければ世俗の役人の経験者が多かった⁽⁴³⁾。彼らは識字能力をもち、教会行政の担い手ともなり、彼らが行う告発は実態を正確に反映しうるレベルにあった。教会裁治権者は教区の聖職者と並んで教区委員を重視していた。第三に、各教区に行き渡る必要から印刷して配布する使用のための文書であった。各教区に最低一部ずつ届けられ、印刷物であったがゆえに、同じ文書が数百部印刷され、現存率の高い文書である。16・17世紀のイングランドでの魔女の生活史を検討する上で、長期に存続し⁽⁴⁴⁾、現存率の高い文書は研究に有利に働くであろう。魔女関連の条項を含む Visitation Articles は 1547 年から 1641 年まで、ほぼ一世紀にわたって現存する。

Visitation Articles の本来の目的は、聖職者の聖務や教会の施設のチェックであるが、1

⁽⁴¹⁾ 教会裁治権者は赴任後 18 か月以内に最初の監察を、その後は原則的に 3 年に 1 回監察を行った。イングランドの場合、16 世紀以後に最も規則的に行われたと言われる。それはイングランド国教会という中道の教会のあり方を維持し、浸透させるために必要な努力であった。

⁽⁴²⁾ 権威的メディアであっても論文や著作は特定の人の関心の対象に過ぎない。多くのメディアは極めて限られた人にしか到達しない。たとえば、基本的には演劇は都市居住者のみに、パンフレットや挿絵は声の届く範囲の人のみに、また教会での説教は会衆のみに到達した。この意味で貴族をも含めたすべての人を対象にした監察は極めて重要であった。

⁽⁴³⁾ Beat Kümin, *The Shaping of a Community — The Rise and Reformation of the English Parish c.1400-1560* —, Aldershot, 1996, pp. 31-42.

⁽⁴⁴⁾ Visitation Articles は 17 世紀以降中央集権的な統制の対象になり、文言の統一が図られるようになる。特に革命以後は重要性を失っていく。それゆえ、後に民衆のメディアの例として取り上げるパンフレットが出版された 1670 年代、80 年代の時期には事実上対応するものがない。Visitation Articles のように、同一の史料類型で 100 年間程度存続する史料は極めて貴重であるが、同史料類型とパンフレットとの時期的なズレを、無視できるか否かについてはおそらく賛否両論があるだろう。

つの Visitation Articles は全体で数十の条項 (article) からなり、身分の上下に関わらず、俗人の教区民の信仰生活を幅広く、また具体的に、質問していた。礼拝の欠席者、礼拝時の宿屋や居酒屋の営業者、安息日に働く職人や肉屋の営業者、教会内での演劇や舞踏の実行者といった聖務の妨害につながる信仰懈怠者と、異端や魔術の実行者、産婆、無免許医者、中傷者といった要注意人物が取り上げられていた。主として教区民の日常実践が問題になっていたと考えられるだろう。日常実践に疑問を呈される者はまさに社会的周縁者であった。条項は一般に ‘whether…’ (「…かどうか」) で始まる疑問文が用いられた。具体的な監察課題を明記する形で作成されており、監察課題を列挙することにより、教区委員に監察ごとに違反行為を再認識させるものであった。教区委員は教区民のチェック時に Visitation Articles を参照することで、違反行為が何であるかを学習し確認する。条項の構成、登場順序とともに、1つの条項にどういった行動が並記されて含まれているかが、教区委員が監察時の課題を認識するときに主要なポイントになる。つまり Visitation Articles を作成する裁治権者のなかで、違反者たちがどのような布置でマッピングされているかは教区委員の認識に大きな影響を与えるものであっただろう。当時、教会は、一般的に性的・道徳的違反、遺言、婚姻といった事柄に高い関心をもっていたが、Visitation Articles は魔術も条項のなかに含んでいた⁽⁴⁵⁾。具体的な事柄を取り上げることで、権威的メディアたる Visitation Articles そのものが信仰上準拠すべき事柄の権威となる。これらのことから、Visitation Articles は能動的に社会的周縁者を作り上げる権威的メディアであった。境界としての社会的周縁者を存続させることは、キリスト教徒としての文化的統合を維持することにつながったと考えられる。エリクソンは「関係する観衆に向けて、集団という特別な領域に属する行動との間に線引きをしてみせる境界維持の装置」⁽⁴⁶⁾と考えた。人々が日常的に生活する教区のレベルで、境界維持装置の役割の一端を担っていたのは Visitation Articles であった。

さらに Visitation Articles というメディアへの返答を要求されていた俗人の教区委員は、配布される Visitation Articles をもとに大執事管区で告発することになるが⁽⁴⁷⁾、これは文書に書かれた事柄を教区の現実に当てはめて、該当する事柄があるかないか、ある場合にも、どれを告発するかしないかという選択の問題を伴った。教区委員は文字情報をもとに通常教区委員の隣人たちである教区民を告発し、告発された教区民の日常生活を深刻に動揺させることになる。人的な交渉だけで成り立つ人的交渉社会から、文書の記述によっても諸関係を調整する文書的管理社会への変化の兆しが見える。構成員の拡大が直接的な対面に

⁽⁴⁵⁾ 詳しくは、拙稿「エリザベス時代の Visitation Articles と国教強制」『西洋史研究』新輯第29号、2000年；同「Visitation Articles における魔術—魔女狩りと国教強制—」『ヨーロッパ文化史研究』第8号、2007年参照。

⁽⁴⁶⁾ カイ・エリクソン著、村上直之・岩田強訳『あふれビューリタン—逸脱の社会学—』現代人文社、2014年、21頁。

⁽⁴⁷⁾ 主教による監察とは別に大執事による監察が行われた。

よる結合を弛緩させ、人的管理の限界に直面し、さまざまな交渉を不可能にした社会では、人的な諸関係は文書の記述を基準として、その諸関係を補うことによって管理される。現実の諸関係が基礎としてあり、それに法令等の権威を後追いさせるのではなく、文書が基礎となり現実の諸関係を調整するのである。今や教区委員にかかる強権的な仕事を命じるのは、人間ではなく文書であった。この経験は、前任の教区委員の告発が熱心であったか否かという条項を *Visitation Articles* が含むことで促進された。印刷による大量生産の文書によって権力が威力を発揮する、という経験をすべての人は肌感覚で体得するようになったと考えられる。識字能力が極めて低い社会において、このことは前例のない衝撃をもって受け取られたであろう。希少な識字能力を持つ人物が自分の管理者として出現する⁽⁴⁸⁾。

文字から情報を得るというスタイルを成り立たせるものとして、多くの人々は識字能力への関心を高めていったに違いない⁽⁴⁹⁾。また、音声を基にする社会から視覚を基にする社会への変化は境界そのものを形作っていっただろう。音による聴覚的社会は境界をもたず、音の強度によって曖昧な境界を作るだけである。視覚こそ物理的な空間＝境界を意識させ作り上げる⁽⁵⁰⁾。畢竟するに、視覚が周縁者意識を鮮明化した。このことは同時に文書というものがもつ表示・固定化機能に依拠する心性を育て、やがて物語を音声として聞くものから目で見て読むものへと変貌させていったとの推測を可能にするだろう。この時代個々のメディアは、印刷物という視覚的準拠枠をもつようになった。文書を繰り返し参照するというスタイルは、1回限りの音声から得た情報とは比較にならない標準化をもたらした。たとえば、制定法や国王の勅令もこの時代には印刷物となった。印刷物は常に参照軸として機能した。口頭での証言と文書による証言は区別されるようになった⁽⁵¹⁾。他方、教区において世俗と教会の領域は明確な区別をすることはできなくなった。教会は地域共同体の誕生と成長の上で最も重要なものと言ってよく⁽⁵²⁾、教区こそが社会の基本的単位となった。それゆえ *Visitation Articles* で示された宗教的境界は、多くの者にとって事実上唯一の社会的境界となった。宗教的周縁者は社会的周縁者であった。

加えて、*Visitation Articles* はこの時代の国教強制⁽⁵³⁾の主たる方法として高等宗務官制とともに重要となった。一般祈祷書の使用強制は、礼拝式が全イングランドで統一した祈祷

⁽⁴⁸⁾ イングランド全土を対象とする *General* という *Visitation Articles* も 1559 年に登場し、エリザベス時代を通じて繰り返し同一の文書が用いられた。まさに、全イングランドを 1 つの文書が監督する体制が施行されたのである。

⁽⁴⁹⁾ ギルバート・セルデス著「コミュニケーション革命」(M. マクルーハン+E. カーペンター編著、大前正臣・後藤和彦訳『マクルーハン理論—電子メディアの可能性—』平凡社ライブラリー、2003 年所収) 298 頁。

⁽⁵⁰⁾ マクルーハン+カーペンター「聴覚的空間」(同編著『マクルーハン理論』所収) 63-66 頁。

⁽⁵¹⁾ E.L. アイゼンステイン著、別宮貞則監訳『印刷革命』みすず書房、1987 年、169 頁。

⁽⁵²⁾ Beat Kümin, 'The English parish in a European perspective', in K.L. French, G.G. Gibbs & B.A. Kuemin (eds.), *The Parish in English Life 1400-1600*, Manchester U.P., 1997, p. 23.

⁽⁵³⁾ 国教強制というのは、エリザベスの宗教解決を浸透させるための宗教政策で、とりわけ国王至上宣誓強制、一般祈祷書の使用強制、礼拝出席強制の 3 つの具体的課題からなっていた。

書の文言と一言一句同じであることを要求した。そのため印刷物で正確な文字情報を伝えることが必然的な条件であった。礼拝という行為の反復性は参照となるマニュアルとして一般祈祷書を位置づける。この強制課題の監督には職務遂行時に文書を参照するスタイルを定着させていったと考えられる。権威的メディアによる魔女という社会的周縁者の創出は、イングランド国教会を末端にまで浸透させるために、あるいは少なくともカトリックと連携して反乱を起こすのを防止するために、国教強制という国家による宗教政策の発展のなかでアクティヴェイションされたと推測できるだろう。宗教政策はイングランド教会がローマ教会の下部組織である限り、終始補完的な役割を出なかったが、ローマ教会との断絶後、聖俗の長としてイングランド国王を戴くことで、中央集権化を推し進めていく。まさに近代化のなかで個々のメディアは関係を深め、権威的メディアが力を発揮した⁽⁵⁴⁾。もちろん宗教改革と国教強制による個人の信仰のあり方の急激な変化が、伝統的な魔術行為を増加させた、つまり魔術は近代化への反発であった、あるいは反魔術運動を通して近代化に進んでいった、換言すれば魔術を認めることで国家は魔術世界を構成するものとして魔術化した、等の人類学的な解釈が、近世イングランドにあてはまるか否かは、まったく別の問題である⁽⁵⁵⁾。

(3) Visitation Articles における魔女の出現

多くの Visitation Articles はフレール⁽⁵⁶⁾とフィンチャム⁽⁵⁷⁾の史料集に収録されているが、それ以外にも *STC* にかなりの数が存在している。本研究で関連するものは48である。魔女に関連する条項は、概ね以下の6つのパターンに区別できる⁽⁵⁸⁾。個々の Visitation Articles がどのパターンに属すのかは表1を参照されたい。

⁽⁵⁴⁾ 中央集権的な統治への志向は、もちろん教会だけではなく世俗の分野でも格段に進展した。主として枢密院の命令とアサイズ裁判官によるアサイズ裁判である。これらは1530年代に以前とは比較にならないほど体系的で徹底的な形で行われるようになったとされる (G.R.Elton, *Policy and Police — The Enforcement of the Reformation in the Age of Thomas Cromwell* —, Cambridge U.P., 1972, p.217)。両者は、監察と同じく、エリザベス以前の制度である。枢密院は1530年代後半にトマス・クロムウェルによって常設の組織となり (M.B. Pulman, *The Elizabethan Privy Council in the Fifteenth-Seventies—California U.P.*, 1971, p.15)、またアサイズ裁判は州の四季裁判と刑事裁判権が重複した機関であったが、メアリ時代から四季裁判を運営する治安判事の権限がアサイズ裁判官に移管されるようになった。枢密院は重罪の裁判をアサイズ裁判官の到着まで延期するよにという命令を再三出し、治安判事は軽罪のみに権限を縮小するようになる (J.S.Cockburn, *A History of English Assizes 1558-1714*, Cambridge U.P., 1972, pp. 90-92)。治安判事は地域の下級官吏を自らの下僚として用い、治安判事を中心に地方行政を行った。中央の政治権力は治安判事の任免権を一手に握り、アサイズ裁判官が各種任命書をアサイズ時に持参し、中央の統制下に置く体制を作り上げた。

⁽⁵⁵⁾ 本研究では魔術行為のもつ意味については、さしあたり考慮していない。歴史学の資料に現れる魔女や魔術の現れ方から、魔女認識の変化を考察している。この件については、阿部年晴・小田亮・近藤英俊編『呪術化するモダンニティー 現代アフリカの宗教的実践から—』風響社、2007年参照。

⁽⁵⁶⁾ W.H. Frere (ed.), *Visitation Articles and Injunctions of the Period of the Reformation*, 3 vols., London, 1910.

⁽⁵⁷⁾ K. Fincham (ed.), *Visitation Articles and Injunctions of the Early Stuart Church*, 2 vols., London, 1994, 1998.

⁽⁵⁸⁾ もちろん、文言には微妙な相違がある。

表1 関連する Visitation Articles

No.	年	STC no.	対象区域	発行者	パターン
1	1547	10112	イングランド全土	King Edward VI	1
2	1547	10114	イングランド全土	King Edward VI	1
3	1548	10148	カンタベリ大主教管区	King Edward VI	1
4	1549	10285	ノリッジ主教区	William Repps	1
5	1554	10248	ロンドン主教区	Edmund Bonner	2
6	1558	10117	イングランド全土	Queen Mary	2
7	1559	10118	イングランド全土	Queen Elizabeth	2
8	1561	10286	ノリッジ主教区	John Parkhurst	1
9	1563	10152	カンタベリ大主教管区	Matthew Parker	1
10	1567	10287	ノリッジ主教区	John Parkhurst	1
11	1569	10289	ノリッジ主教区	John Parkhurst	1
12	1570	10352	ウィンチェスタ主教区	Robert Horne	2
13	1571	10250	ロンドン主教区	Edwin Sandes	3
14	1575	10154	ウィンチェスタ主教区	Robert Horne	2
15	1576	10155	カンタベリ大主教管区	Edmund Grindal	2
16	1577	10251	ロンドン主教区	John Aylmer	2
17	1577&78	10376	ヨーク大主教管区	Edwin Sandes	1
18	1580	10156	カンタベリ主教区	Edmund Grindal	1
19	1582	10275	ミドルセクス大執事管区	Doctor Squier	1
20	1584	10224	コベントリ&リッチフィールド主教区	William Brome	2
21	1586	10215	ヘレフォード主教区	Herbert Westfaling	1
22	1586	10252	ロンドン主教区	John Aylmer	2
23	1588	10232	リンカーン主教区	William Wickham	2
24	1590	10355	ウィンチェスタ主教区	Thomas Cooper	2
25	1591	10233	リンカーン主教区	William Wickham	2
26	1594	10314	ピーターバラ主教区	Richard Howland	4
27	1598	10235	リンカーン主教区	William Chaderton	1
28	1599	10304	ノッティンガム大執事管区	John King	1
29	1599	10327.5	ソールズベリ主教区	Henry Cotton	1
30	1599	10204	エクセタ主教区	William Cotton	5
31	1600	10180	チチェスタ主教区	Anthony Watson	3
32	1607	10236.5	リンカーン主教区	William Chaderton	1
33	1609	10137.3C	バース&ウェルズ主教区	James Montague	1
34	1612	10209.5	グロスター&ブリストル主教区	George Abbot	3
35	1613	10222	レスタ大執事管区	Robert Johnson	2
36	1614	10328	ソールズベリ主教区	Henry Cotton	5
37	1615	10140	バークシャ大執事管区	Lionel Sharpe	1
38	1616	10329	ソールズベリ主教区	Robert Abbot	5
39	1617	10314.9	ピーターバラ主教区	Thomas Dove	5
40	1619	10308	オックスフォード主教区	John Howson	1
41	1622	10209.7	グロスタ&ブリストル主教区	Miles Smith	1
42	1625	10269	ロンドン大執事管区	Theophilus Aylmer	5
43	1628-9	10379.7	ヨーク主教区	Samuel Harsnett	1
44	1631	10144	ブリストル主教区	Robert Wright	5
45	1632	10323	ロチェスタ大執事管区	Elizeus Burgess	1
46	1634	10147.8	リンカーン主教区	William Laud	1
47	1637	10324	セント・アサフ主教区	John Owen	6
48	1641	Wing,C4031A	ダービーシャ大執事管区	William Higgins	1

パターン1：魔術実行者を知っているかどうか尋ねるもの。すなわち、「呪文、妖術、魔術、呪術、予言あるいは悪魔によって発明された術を用いる人をあなたは知らないか」⁽⁵⁹⁾。さまざまな種類の魔術を列挙することで、その実行に関わる人を漏れなく掬い上げる文言である。現実には魔術というものが存在し、それを実行する者が存在するという認識を示している。1つの条項のなかに魔術の実行以外の事柄を含まず、魔術の実行が特定のカテゴリーに属す行為であったという印象を与える。

パターン2：産婆あるいは出産時の魔術実行者、儀式改竄者。「呪文、妖術、魔術、悪霊召喚、魔法円、呪術、予言、あるいは悪魔によって発明された同様の術や想像、とりわけ女性の分娩のときに用いる人をあなたは知らないか」⁽⁶⁰⁾。このパターンは、文末に「女性の分娩のときに」という部分が付け加わったパターン1の変形と考えられる。出産時に産婆が魔術を行うという考え方は大陸の悪魔学書『魔女への鉄槌』に源を発し、悪魔主義化した魔女信仰のイングランドでの受容が見られる一節であり、パターン1とは区別すべきであろう。イングランドでは産婦人科の専門書であった『ローズ・ガーデン』(*Rose Garden for Pregnant Women and Midwives*)の巻頭にこの記述がある。同書はユーカリウス・レスリン(Eucharius Rösslin)の*Der schwangern frauwen und Hebammen Rosengarten*を1540年にリチャード・ジョナス(Richard Jonas)が英訳したものであるが、豊富な図版を含み、17世紀半ばまで広く普及していた書である⁽⁶¹⁾。同書の普及とともに悪魔主義化した魔女信仰はヨーロッパ各地に拡大したと思われる。

パターン3：監督すべき周縁者を列挙するもの。「争いを好む人、すなわちキリスト教の愛と慈善の侵害を引き起こす人、礼拝式や一般祈祷の妨害者、常習的な中傷者、神の名前の不敬者、本王国で受け入れられた宗教の交代の噂を言いふらす人、私通者、姦通者、近親相姦的な人々、そのような淫らな人々の取りもちや受容者、未婚で子供をもち告解をし、会衆を満足させる前に去らせたり受け入れさせたりして女性を匿う人、あるいはそのような誤りで著しく疑われる人、妖術、呪術、魔術、祈祷、呪文、不法な祈祷、ラテン語での悪霊召喚を用いる人、その他常習的な酔っ払い、無頼漢、他の悪名高い放蕩者があなたの教区にいないか」⁽⁶²⁾。このパターンの場合、列挙される人々は教会が考える性的・道

⁽⁵⁹⁾ 'Whether you knowe any that vse Charmes, Sorcery, Enchauntmentes, Witchcraft, sothesaiyng, or any other like crafte inuented by the deuill.'

⁽⁶⁰⁾ 'Whether you knowe any that doe vse Charmes, Sorceries, Inchauntmentes, Inuocations, Circles, Witchcraftes, Soothsaying, or any like craftes or imaginations inuented by the Deuill, and specially in the tyme of womens trauaile.'

⁽⁶¹⁾ 大陸の悪魔主義化した魔女信仰のイングランドへの伝播は、通説とされるエリザベス即位直後のエミグレの帰国ではなく、1530年代であると考えられる。この件については、拙稿「魔女から見る近世ヨーロッパ」『ヨーロッパ文化史研究』第9号、2008年、203-205頁。

⁽⁶²⁾ 'Whether there be in your Parish, any contentious person, or that giueth occasion of the breach of Christian loue, and charitie, among you, disturbers of diuine seruice, and common prayer, common swearers, or blasphemers of the name of God, anye that bruteth abroad rumors of the alteration of religion receyued within this Realme, any Fornicators, Adulterers, Incestuous persons, Baudes or receyuers of such incontinent persons, or Harbourers of women with childe, which be vnmarried, conueying or suffering them to go away before they doe anye penance, or make satisfaction to the

徳的境界にある人々であった。それゆえ、どのような属性の人々と一緒に1つの条項になっているかという点だけではなく、用語の連続の仕方や出現順序も重要である。この例文では、最初にキリスト教信仰を脅かす者から始まり、性的違反者を経た後、魔術の実行者、酔っ払い、無頼漢、放蕩者と続く。キリスト教信仰への脅威となる人々が最初に出現するのは、Visitation Articles が教会裁治権者によって作成されているためである。次の性的違反者も教会裁判所が強い関心をもっていた部分である。「妖術、呪術、魔術、祈祷、呪文、不法な祈祷、ラテン語での悪霊召喚を用いる人」というのは、おそらくこの時代の認識上の魔術カテゴリーを表わしており、ラテン語での悪霊召喚といった高等魔術はカトリック的なものと考えられていたのだろう。その一方で、パターン1や2に見られた「悪魔によって発明された」との文言はない。最後の三者、「酔っ払い、無頼漢、放蕩者」については、外見的に違反が判明する、物質的被害をしばしば伴うならず者、という意味で、魔術の実行者とは区別をして考える必要があるだろう。こういったことから判断すると、魔術の実行者は、信仰生活を脅かす者とならず者との間の微妙な位置にあり、教区の霊的な側面と物質的な側面の境界にあった。

パターン4: カトリックと一緒に言及されるもの。「あなたの教区に教皇主義者や国教忌避者、今確立された宗教を貶そうとする人、異端を主唱し、魔術、呪術、妖術やそのようなものを用いる人を知っているか。そして何らかの人が埋葬時にあるいはすべての聖人に対してさえ過度に鐘を用いないか、彼らの名前は何か」⁽⁶³⁾。このパターンではカトリックや国教忌避者の次に、異端の主唱者に引き続いて魔術の実行者が出現する。魔術の実行者とカトリックや異端との親近性を示している。

パターン5: 魔女と明記するもの。「常習的な中傷者、酔っ払い、あるいは不敬者、聖職売買的な人々、高利貸し、魔女、操霊師、預言者、呪文者、私通者、姦通者、近親相姦的な人々、あるいは淫らな人を匿う人、あるいはそれらの犯罪のいずれかを強く疑われる人をあなたは知っているか」⁽⁶⁴⁾。このパターンでは中傷者、酔っ払い、不敬者、聖職売買者、高利貸しの後に魔女が出現する。魔術の種類にしたがって魔女の次に操霊師、預言者、呪文者と列挙する。その後、性的違反者が続く。酔っ払いが中傷者と不敬者の間に出現していることは、酔っ払って悪態をつく者をイメージしているのかもしれない。ここでは酔っ払いが物質的な被害を伴うという意識は見られない。高利貸しまでは代表的な宗教上の違

congregation, or any persons vehemently suspected of such faultes, any that vseth sorcery, Witchcrafter, Inchantment, Incantations, Charmes, vnlawfull prayers, or inuocations in Latine, or otherwise, anye common Drunkardes, ribawdes, or other notorious euill livers.'

⁽⁶³⁾ 'whether you know any papists, or Recusants within your parish, any that goe about to depraue the religion now established, any that maintaine heresies, vse enchantments, witchcraft, sorcerie, or such like: and whether any vse excessiue ringing at burials, or on All Saints euen, and what be their names?'

⁽⁶⁴⁾ 'whether doo you knowe any common swearer, drunkard, or blasphemmer, any simonically person, vsurer, witch, coniurer, soothsayer, charmer, fornicatour, adulterer, incestuous person, or any that harboreth incontinent persons, or any vehemently suspected of any of those crimes.'

反であるし、性的違反者もそうである。つまり、このパターンでは魔女を含めてすべて宗教上の問題者であると考えているのだろう。

パターン6: 治療行為者とするもの。「内科医や外科医がどちらかの大学出の医学博士でなく、ライセンスをもちあなたの教区にいるか。医術を行っているか。無知な人々が働くのをやめ内科医や外科医と公言しているか、人々を混乱させるのは誰か。何らかの人があなたの教区で人や家畜を呪文、まじない、呪術や何らかの他の不法な方法や手段で治療し癒しているか」⁽⁶⁵⁾。治療行為を魔術によって行うという考え方は伝統的なものであるが、医者診察を受けることが非常に高価である時代においては、カニング・フォークが事実上唯一の村の医者であった。カニング・フォークと魔女は基本的に人物像として重なっており、少なくとも一定の魔女は村に有益なカニング・フォークであった⁽⁶⁶⁾。

表1を参照して気づくことは、第一に1547年から1641年までパターン1のものが安定して見られることである。このことはイングランドの3つの魔術禁止法(33 Hen. VIII, c.8, 5 Eliz., c.16, 1 Jas.I, c.12)が、原則として魔女を処罰する法律ではなく、魔術を用いた物的損害への処罰を規定した法律であり⁽⁶⁷⁾、一貫して魔術の実行を防止しようとしていたことと対応しているだろう。第二に魔術の実行者ではなく魔女と記述して質問する条項(パターン5)は、1599年以降に出現している。すなわち、1599年エクセタ主教ウィリアム・コットンのもの(No. 30)、1614年ソールズベリ主教ヘンリ・コットンのもの(No.36)、1616年ソールズベリ主教ロバート・アボットのもの(No.38)、1617年ピーターバラ主教トマス・ダヴのもの(No. 39)、1625年ロンドン主教区の大執事テオフィルス・エイルマーのもの(No. 42)、1631年ブリストル主教ロバート・ライトのもの(No. 44)の6つである。魔術の実行者ではなく魔女という用語で指示するということは、カニング・フォークといった魔女に類似した存在に地域医療を圧倒的に依存している状況で、この条項が対象とする人物が女性であり、魔女という言葉が伝えるイメージが明確であることが前提になるだろう。社会各層にカニング・フォークと魔女との相違の認識が定着してきたことを表していると考えることはできないか。第三にパターン2は1613年のレスタ大執事管区の大執事ロバート・ジョンソンのもの(No. 35)を除いて、他の12の該当するVisitation Articlesは、すべて16世紀後半に出現している。最初に出現したのは1554年であり、その後1590年までに集中して出現するのは、『ローズ・ガーデン』の英訳本との関連を推測させる⁽⁶⁸⁾。

⁽⁶⁵⁾ 'what physitian or chirurgion is in your parish unlicenced and being not a doctor of physic in either of the universities, doth practice physic? And what ignorant persons have left their trade and taken upon them to professe physic or chirurgery, and who be they that so abuse the people? And do any in your parish take upon them to heale and cure men, or cattell, by charms, spels, witchcraft, or any other unlawfull ways or meanes?'

⁽⁶⁶⁾ Alan Macfarlane, *Witchcraft in Tudor and Stuart England — a regional and comparative study* —, London, 1970, pp. 115-130; Emma Wilby, *Cunning Folk and Familiar Spirits, Shamanistic Visionary Traditions in Early Modern British Witchcraft and Magic*, Brighton, 2005, pp. 26-37.

⁽⁶⁷⁾ 拙稿「エリザベス治世期の魔術禁止法」『西洋史研究』新輯第17号、1988年参照。

⁽⁶⁸⁾ この件についての詳細は、「Visitation Articlesにおける魔術」28-34頁参照。

第四に、カトリックとの関連で言及されるパターン4は1594年ピーターバラ主教リチャード・ハウランドの1例(No. 26)のみで、カトリックとの関連で魔女を位置づけることは聖職者には少なく、世俗的な認識であった。第五に、治療行為者としてのパターン6は、1637年セント・アサフ主教のジョン・オーウエンの1例(No. 47)のみしかなく、カニング・フォークに委ねられていた医療行為の実態を黙認したものであろう。第六に、周縁者を列挙するパターン3は1571年ロンドン主教エドウィン・サンズ(No. 13)と、1600年チチェスタ主教アンソニー・ワトソン(No. 31)、1612年グロスタ & ブリストル主教ジョージ・アボット(No. 34)の3例である。Visitation Articlesのような実用性を追求する文書で、さまざまな周縁者を同一条項内で列挙することは、告発に当たる教区委員の混乱を招きかねず人気がなかったと考えられる。

表1には記載されていない現実の監察の結果を少しだけ見てみよう。1594年のバース & ウェルズ主教区の監察記録には8件の魔女・魔術関連の記録がある(表2)⁽⁶⁹⁾。この主教区はロンドンに次ぐクラスのブリストルを含んでいる。アグネス・ブロードレップは妖術使いと疑われたが、出廷し容疑を否定した。そのため、無罪の証明のために6人の出廷を求められたが果たせず、判決は延期された。同じように、アグネス・ベイカーの場合も無罪証明に失敗し悔悛を実行している。彼女の場合には、6月26日に6人の無罪証明を行うも認められず、8月2日に証明不足とされ、最終的に11月18日に悔悛を実行するに至っている。この間、実に5か月に及ぶ。また、ジョアン・ウィザーも無罪証明を求められ、7人が出廷し証言したが、裁判官は納得せず、2回の悔悛を求められた。彼女は母親であるアグネス・ウィザーが魔女と疑われていたために、母娘とも魔女の疑いが強くもたれたのであろう。このように魔術や魔女で疑われた者は無罪を証明する6人の人を出廷させ自らの潔白を主張したが、証明には至らない場合があった。それに対してアグネス・ボラーの場合には4人の免責宣誓者で無罪が証明され、告発が棄却されている。マザー・オズマンドの時にも、6月28日に出廷して否定し、8月9日に6人が無罪を証明し、かつ3人の免責宣誓者を提出した結果、カノン法的に無罪が宣告された。これらの事例からは、魔女で疑われた者は免責宣誓者を法廷に出頭させ、無罪証明に成功することが一般的に見られたと考えられる。あるいは無罪を証明できなくても、悔悛を実行することで解決した。一方、ジョアン・ブラックボローの場合は被害者が死亡したため世俗の治安判事の手へ委ねられた。この場合には、物理的損害が明白であり、教会裁判所から世俗の裁判所に報告が行われている。魔女であったことや魔術の実行は必ずしも致命的であったわけではなく、一般的に隣人たちの協力のもとで容疑者を共同体に再び迎え入れる努力がなされていた。彼らは他者ではなかったのである。その一方で、出廷しなかったエディス・ビショップは破門され、他者となった。

⁽⁶⁹⁾ D. Shorrocks (ed.), *Bishop Still's Visitation 1594 and The 'Smale Booke' of the Clerk of the Peace for Somerset 1593-5*, Somerset Record Society, vol. 84, 1998.

表2 1594年バース&ウェルズ主教区の監察での魔術

教区	容疑者	容疑の内容	結果	備考	頁
Glastonbury St.John	Agnes Braudrepp	妖術使いと疑われた	判決延期	6月22日に出廷し否定。8月2日に6人が無罪を証明するために出廷せず、判決延期。1597年9月15日死亡	107
Baltonsborough	Agnes Wither	魔女と疑われた	不明		109
	Joan Wither	魔女と疑われた	悔悛の実施	アグネスの娘。6月22日に出廷し否定。8月2日に7人が無罪を証明するが、裁判官は無罪証明には不足と宣告し、2回にわたり完全な悔悛を課す	110
Glastonbury St.Benedict	Agnes Baller	呪術	棄却	6月26日に出廷し否定。8月2日無罪証明するために出廷せず、裁判官は無罪証明に不足と宣告し、4人の免責宣誓者を提出	113
Catcott	Agnes Baker	魔女と疑われた	新たな勧告まで棄却	6月26日6人が無罪を証明。8月2日無罪証明不足。1595年11月18日次の主任司祭で悔悛	114
East Wells	Mother Osmund	呪術で疑われた	棄却	6月28日に出廷し否定。8月9日に6人が無罪を証明、3人の免責宣誓者を提出。カノン法的に無罪と裁判官が宣告	124
Portishead	Edith Bishopp	呪術で強く疑われた	破門	8月30日出廷せず	141
Priston	Joan Blackborough	魔女と疑われた	治安判事に報告	7月19日 John Wyatt が出廷し、彼女は年寄で足が悪く病気で出廷できないと申し立てる。PristonのWidow Launsdenに魔術をかけて死なせたと知らせる。裁判官は治安判事のBarnaby Samborneに報告し8月30日にその件で審議を勧告するも1597年10月3日？出廷せず。死亡	142

他方、1597年のノリッジ主教区の監察記録では14件の記録がある(表3)⁽⁷⁰⁾。ノリッジは、ブリストルと並んで、ロンドンに次ぐセカンドクラスの大都市である。エリザベス・クラークは魔女と考えられ、無免許で病気の治療をしていたことで告発された。同じようにマーガレット・ニールも祈祷によって病気の治療を行い、治療を求めて多くの人が訪れたことが記されている。彼女の治療は主の祈りや身体の洗浄などであったが、呪術と魔術を行っ

⁽⁷⁰⁾ J.F. Williams (ed.), *Diocese of Norwich Bishop Redman's Visitation 1597*, Norfolk Record Society, vol. XVIII, 1946.

表3 1597年ノリッジ主教区の監察での魔術

教区	容疑者	結果	備考	頁
St.Andrew	Robert Hempinstall	出廷せず、破門	最悪かつ無知な仲間であらう。手袋商。運勢を言い治療するふりをする。操霊式の疑いがある本の所有を疑われた	29
Halvergate	Ann Harcroft	出廷せず、破門	魔女と疑われた	40
Barney	Elizabeth Clerke	出廷せず、破門	今まで魔女として記され、無免許で病気を扱う	58
Burnham Norton	Isabel Stockdale	破門	魔女と疑われた	81
Attleborough	Richard Warden	延期	教区の彫刻師によって預言者で呪文者と疑われた	94
Thorpe-Next-Haddiscoe	Francis Copland の妻	出廷せず、破門	魔女と疑われた	110
Benacre	John Mosse の妻	出廷せず、破門	よく知られた噂と報告により強く魔女と疑われた	127
Dunwich,St.Peter	Margaret Finly	不明	強く魔女と疑われた	128
Aldeburgh	Margaret Neale	手に白い杖をもち、大文字で呪術と魔術と書かれた紙を胸の上でもち教会で悔悛するように命じられた	祈祷によって病気を治療するふりをする。それゆえ近くからも遠くからも彼女に意図人が面会に来た。彼女は神への祈りと主の祈り、使徒信経や創案した他の祈りを用いた。これらの前によく体を洗ったと告白した	134
Framlingham cun Capella de Saxted	Nicholas Gilberte	死亡	彼が妖術を用い、それで魔女と強く疑われたというよく知られた声や噂、報告がある	139
Melton	Marian Ocleye	無罪	彼女はよく知られた報告で魔女とみなされている。彼女は治安判事等の前で疑いを晴らしたと言われた	139
Walton	Mary Cole	出廷せず、破門	ただれや潰瘍を清め祈祷を行ったが治療のために膏薬や軟膏を使わなかった	145
Offton with Bricett Parva	Ann Dixon	破門	魔女のところに通うというよく知られた噂で強く疑われた	149
St.Nicholas	Thomas Pemerton	不明	彼は預言者と強く疑われた。16シリングを騙し取った。自らを通達官とし、金を奪ったことを否定し運勢を言うふりをせず時々面白く話ただけと言った	157

たとして、白い杖を手にもち、呪術と魔術と大文字で書かれた紙を胸の位置でもち悔悛するよう命じられている。また、メアリ・コールも皮膚のただれの治療に祈祷や洗浄だけの治療しか行わなかったとして告発されているが、魔女と考えられていたかどうかははっきりしない。これらの治療は法律上は認められたものであった⁽⁷¹⁾。彼女らはおそらくカニング・フォークであり、多くの人が訪れたという記述から、村の有益な人物として生活していただろう。ロバート・ヘンピストールも運勢占いをし、治療を装ったことで告発された。リチャード・ウォーデンやトマス・ペマートンも預言者として疑われた。魔女と疑われたことで告発されたアン・ハークロフトやフランシス・コップランドの妻は告発に応じず、出廷しなかったため、破門されている。魔女の疑いを治安判事の前で晴らしたマリアン・オクリーは教会で無罪となった。一方、アン・ディクソンは魔女のところに通う噂のために告発され破門された。ジョン・モースの妻やニコラス・ギルバートにも魔女の噂があり告発されているが、これらは噂というメディアで魔女が作り上げられていく実例を提供しているだろう。ノリッジの記録では、バース & ウェルズの例とは反対に、無罪証明の記述がなく⁽⁷²⁾、多くの容疑者が出廷せず破門になっていることが注目される。彼らは自ら望んで他者となった。

両方の記録はイングランドにおける魔女裁判の全盛時の記録である。これらの監察の結果から判断する限り、魔術の実行者や魔女の取り扱いには、イングランド全土で共通した基準があったわけではなく、その地域の判断で取り扱い方が決められていた。魔女とみなされるか否かは噂という日常的なメディアが一役買っていたと考えることができる。その際、教区や村における容疑者の有用性は当然考慮されたであろう。隣人に無罪証明を求めるのは魔女を他者として排除するためではなく、共同体に受け入れるある種の必要な手続き、手打ちであった。また、魔女の側も告発されたときに定まった対応方法はなかった。つまり魔女は、共同体の側からも魔女の側からも、他者との境界を行き来する周縁的な存在であった。

監察の告発を扱う教会裁判所は世俗の裁判所が犯罪者に対して行うような処刑や監禁、罰金を科すことはできなかった。魔術以外のものも含めて、ノリッジ主教区の僅か1年の記録には実に2,172件もの訴訟が存在した。教会裁判所の威光が17世紀以降急速に衰退するということが一般に指摘されるが、2000件を上回る訴訟を行っているという事実は、この通説を痛烈に批判するだろう。このように非常に多くの訴訟が行われているということは、教会裁判所の訴訟に教区の共同体が信頼を寄せている証左であり、またその判決に問題の矯正に向けての有効性を見ているからに他ならない。監察時に本来対象であった聖職者は別にして、俗人の場合、取り締まり対象になる人はよき信仰生活に戻すべき人であった。対話をし、説得し、贖罪させ、祈りを捧げさせることで、自らの共同体に復帰させる

⁽⁷¹⁾ 34&35 Hen. VIII, c.8 (1542年). 外科医でない者が外的治療を行いうる法律。

⁽⁷²⁾ もちろん、魔女以外の場合にはある。

人物であった。この意味で監察で告発された人はまさに社会的周縁者であった。彼らは何らかの宗教的・道徳的規準からの逸脱者であったが、彼らは Visitation Articles で告発されても直ちに他者になったわけではなく、それにもかかわらず監察時に告発されることは、隣人関係を震撼させるには十分であり、それゆえ逆に教区委員が貴族を告発することは事実上できなかつた。これは物理的な貴族の実力を恐れたためでもあるが、貴族は村そのものを所有し、社会的周縁者になり得なかつたためである。

4. 民衆的メディアにおける魔女の衰退

魔女狩り研究のなかで、17世紀後半の魔女狩り衰退期の魔女狩り反対論が、100年前の魔女狩り全盛期の反対論と実は大差がないという指摘がしばしばなされてきた⁽⁷³⁾。神学的な魔女論は識字率の低い社会で影響力が限られ、世論を形成し辛かつた。そのため悪魔学論文の内容は100年間でさほど変化せず、このことが魔女狩りの衰退を説明する難点となつてきた。しかし、16・17世紀イングランドの魔女の生活史を検討するためには、どうしても17世紀後半の魔女認識を検討しなければならない。

魔女事件を詳述する民衆的メディアのパンフレットから、アン・フーパー事件とアリス・ファウラー事件という2つの事件を取り上げたい。1670年代、1680年代にロンドン主教区の同じ St. Paul's Shadwell 教区（以下、シャドウエルとする）で起こった事件の記述である。この地域は広大な Stepney 教区の一部の小村（ハムレット）であったが、住民と住宅の顕著な増加により、1656年に新たに教会が建ち、その後1669年に教区が誕生した。人口増加の主たる原因は、ロンドンのシティーで雇用される貧しい労働者用の住宅が建設されたことや港湾の発展、そしてユグノーの避難民の到来であった⁽⁷⁴⁾。教区誕生時の聖職禄は年120ポンドであった⁽⁷⁵⁾。シャドウエルはイースト・エンドのテムズ河畔にあり、水夫や港湾労働者などの海運業と造船業に従事する肉体労働者が圧倒的多数を占める貧困地域である⁽⁷⁶⁾。内陸部ではなく農耕に従事しないので、主たる収入源は賃金であった。比較的貧富の差が小さい社会層が住民の多くを占めていただろう。市壁の外にあるシャドウエル自体がロンドンにとって周縁と言えるかもしれない。この2つの事件はともに訴訟には至らず、にもかかわらずパンフレットで出版されていることも注目できる。シャドウエ

⁽⁷³⁾ たとえば、ブライアン・イーズリー著、市場泰男訳『魔女狩り対新哲学』平凡社、1986年、304-305頁。

⁽⁷⁴⁾ Norman G. Brett-James, *The Growth of Stuart London*, London, 1935, p.418.

⁽⁷⁵⁾ William Maitland, *The History of London, from its Foundation by the Romans, to the Present Time*, London, 1739, Vol. 2, p. 781.

⁽⁷⁶⁾ Brett-James, *The Growth of Stuart London*, p. 340; 酒田利夫「近世ロンドンにおける郊外—イースト・エンドとウェスト・エンド—」（イギリス都市・農村共同体研究会編『巨大都市ロンドンの勃興』刀水書房、1999年、第2章）42-44頁；A.L. バーア・R・フィンレイ編著、川北稔訳『メトロポリス・ロンドンの成立—1500年から1700年まで—』三嶺書房、1992年、201頁。

ルの魔女認識にとっては、同一地域・教区で、なおかつ10年間という短い期間で発生した事件であることは大きな意味をもっていると考えられることができるだろう。魔女事件のパンフレットという印刷物は、しばしば挿絵を含み、読み聞かせによって悪魔学論文よりも一般大衆に強い影響力をもったと思われる。一般にパンフレットは安価であり、その「破壊力」も見過ごすことができないだろう⁽⁷⁷⁾。ここでは悪魔学文献ではなく一般大衆を対象にしたパンフレットを手がかりに、17世紀末の状況を考えてみたい。

(1) アン・フーパー事件

一つ目は、*A Strange and Wonderful Relation from Shadwell or The Devil Visible*, London, 1674 (Reel 88, Item No.935⁽⁷⁸⁾) である。物語の概略は以下の通り。

シャドウェルに生まれ育った Anne Hooper は、善き両親のもとに生まれた女性であった。彼女は遺産の相続分として 300 ポンドを手にした。数年後、評判の良い船乗りの Moon という男と結婚した。彼女らの結婚は幸せが約束され、人生の残りに快適な暮らしを保証すると思われた。しかし、真実自体がわれわれに語るように、人生はいつも速やかではなく、人間の見込みと運命の不可思議な判決との間には、大きな差があることを経験が毎日教えてくれる。というのはこれらの有利な点にもかかわらず、彼らのどちらかに適切に課すべき誤りというよりは、不幸な偶然の重なりによって、彼らの財産は徐々に完全に使い尽くされ、いまや困窮の瀬戸際にまで減少した。自分と彼女が生んだ数人の幼い子供のパンを十分に得られず、痩せ衰えて半ば飢餓状態になり、また長い航海に出て不在であった夫からは当分助けてもらえないと考え、メランコリーの悲嘆に深く沈んだ。彼女は絶望の淵にあったと思われる。彼女はひとりではなかったが、精気のない頬は塩辛い涙の海であふれ、激しい不満をもって彼女の不幸を嘆き悲しんだ。

この前の7月3日に彼女はほとんど困りかたで、どうしたらいいかわからない茫然自失の状態にあった。メランコリーに苦しめられ悩まされた人々にはよく見られるように、彼女は部屋に引きこもり、無気力に彼女の状況を嘆いた。あふれる陽の光のなかで、このいつも多忙な誘惑者サタンは彼女のところに現われた。彼女は、プライバシーに侵入しまさにそばに立っている男を見て少なからず驚いた。しかしもっと驚いたの

⁽⁷⁷⁾ Peter Burke, *Popular Culture in Early Modern Europe*, Surrey, 2009³, p. 108 (中村賢二郎・谷泰訳『ヨーロッパの民衆文化』人文書院、1988年、97頁)では、ラプレーがチャップ・ブックの'subversive possibilities'「破壊力」に十分気が付いていたとされている。また、宗教改革史研究において大衆的な情報媒体が最重要であるとの認識は、広く見られる(蝶野立彦『十六世紀ドイツにおける宗教紛争と言論統制—神学者たちの言論活動と皇帝・諸侯・都市—』彩流社、2014年、44-55頁)。

⁽⁷⁸⁾ 本科学研究費補助金で購入したマイクロフィルム「ヨーロッパ・アメリカ魔女文献コレクション」*Witchcraft in Europe and America*, 104 Reels, PSM/Gale (太成学院大学所蔵)に収録されたもの。

は、右手にむき出しのナイフを握り、左手にお金でいっぱい財布を彼女がもっていることであった。出現した人物が彼女に話しかけたとき、彼女は叫び出した。

彼はスムーズな言葉で話し、小さいが金切声のほめかすような声で次のように言った、「私はあなたの困窮と苦悩をよく知っています。それらを和らげるために同情してここにやって来ました。もしあなたが私の忠告に耳を傾けなかったら、いまより十倍悲惨になるでしょう。というのはあなたの夫は死に、彼からの援助は期待できないからです。」彼女は子供たちに弁解の余地のない責任をもって、子供たちの数を減らすまで決して幸せにならない。そのとき、同じ部屋でベッドに無邪気に寝ている最年少の子供は現在の悲惨さに加えて、経験するに違いない遥かに深刻な不幸を受けるために生まれてきた。それゆえ、彼女は苦痛から子供を殺し、彼女自身の責任から楽になるべきである。決して他人には知られないことを彼は保証し、財布のなかの、ときにはもっと多くのお金を与えよう。決して困窮しないし、教唆した〔子殺しのための〕ナイフを提供した。

貧しい女は驚いて、この恐ろしい残酷な提案に心底腹を立て、いくつもの他の徴候は、彼女にこのような残忍な不敬を忠告しうるのは悪魔以外にはあり得ないと結論し、このような忌まわしい行動を敬虔な熱情をもって強く嫌悪し始め、主の名前を呼び、階段を走り降りて、ドアのところで隣人の誰かに会う通りに出て、驚異的な激しさで自分を守るために神に祈りを懇願した。

彼女が降りてきた直後、二人の隣人は、黒い衣服を着た長身の男が通りに降りて出てくるのを見た。その男は人間のようにではなく影のように滑ってくるのが見えた。そして少し離れたところで消え失せた。彼らは消えたところを指し示したが、女も他の人も見えなかった。

幾人かの聖職者その他の真面目な人々 (Several Divines and other sober persons) はそれ以来彼女とともにいた。彼女はこの物語が真実であると認めている。後にこれらの他の二人はいかなる裁判の尋問者をも満足させようと、いまや証明する準備ができていた。その女は霊にまだ悩まされ続けたので、全能なる神の恩寵を求めてすべての善きキリスト教徒の祈りを願った。この重大で恐ろしい試練において、それ以後あらゆるときに、彼女が誘惑者の狡猾さに抵抗することができるように。

(2) アリス・ファウラー事件

二つ目は、*Strange News from Shadwell, being a true and just Relation of the death of Alice Fowler, London, 1684* (Wing, No. S5903) である。物語の概略は以下の通り。

Whapping 近くの King-street において、Alice Fowler という未亡人が最近住んでいた。Whapping はシャドウエル教区と Whapping 教区にまたがっているところである。彼

女は約80歳であり、いつも悪意のある意地の悪い女であった。何年もの間魔女という噂があった。彼女はいつもぶつぶつと独り言をつぶやいていたのが目撃され、自分自身に語っていた。彼女がかつて使い魔と会話しているとしばしば言っていた者がいる。この種の人々はビスケットを売春宿 (Baudy houses) に売って生計を立てるのが見られるように、いつも貧しかった。そこは彼女がいつも飲み物を得ていたところであった。彼女はとても堕落し淫らな女で、この卑しい生活のために隣人たちから軽蔑され馬鹿にされていた。ちょっとした変化としては、高齢の彼女が最近船乗りの未亡人になったために、Trinity Houseの慈善の援助を受けるようになったことである。いつも困窮し、彼女を知る人と喧嘩ばかりしていたので、貧乏で惨めな生活を大いに骨折って送っていた。

20年ほど前彼女は少女の世話をしていた。少女はいつも彼女が魔女であると言っていた。大人になってからも、アリスが死ぬまで、彼女を恐れていた。少女の若いときのアリスのいくつかのトリックを恐れて、それ以後彼女に大きな恐怖を抱いていたからである。

16年ほど前、アリスの息子のWalter Fowlerはバルバドスに送られた。彼はいつも母親が彼や他の人に魔術をかけた魔女であると言っていた。彼女のいくつかの奇妙な行為を述べ、母親がかくかくしとかじかの悪事をするように彼を唆したと他人に話していた。他の人が何も見えないのに彼女がいると主張していた。彼がバルバドス島で妻殺しと家の破壊で絞首刑になる9年ほど前まで、彼に魔術をかけたと言っていた。

6週間ほど前、彼女は前述したキング・ストリートでかなり長い間病気で寝ていた。彼女は家具付きのみすぼらしい部屋にいて、貧しい隣人が彼女の世話をしていた。彼女にお使いを頼まれて、ドアに鍵をかけて外出し、キーをもって出かけた。ベッドにいる病気のアリスを除いて誰も部屋に残さなかった。帰宅すると前述のアリスが仰向けに床の上で土のように裸で死亡し冷たくなっていた。彼女の大きな足が結び合わされ、彼女に毛布が掛けてあった。これを見て貧しい女は驚愕し、隣人たちを呼びに行った。彼らは皆、横たわっている死体を見て大いに驚いた。どのように彼女が部屋に残されたか説明した。死体を動かしたとき、強烈な悪臭がし、その部屋に留まることができなかった。

隣人のいく人かは死体を調べようとしたがった。彼らのすべては死体の秘密の場所に5つの乳首、すなわち4つの小さな乳首と1つの大きな乳首、があることを発見したと断言した。それらはすべて石炭のように黒かった。

生前彼女の悪い噂もあって、隣人たちはすべて彼女の埋葬に付き添うことを拒否した。その結果、翌日教会の棺に入れられ、運び人によって聖ポール・シャドウエル教会の敷地に付き添いなしで埋葬された。生前と同じく彼女はほとんど愛されなかった。繰り返して言うように死体に付き添いを申し出る者はおらず、埋葬時にすべての人に

よって馬鹿にされ軽蔑された。

誰かがこのことをさらに調べようと思うなら、前述したキング・ストリートの住人に真実であるとよく知られているので、[彼女が住んでいた] 場所には誰もいないが、すべての物語を確認し正しいとすることができる。女が死んでからまだ6週間もたたないので、そのできごとは真新しくまだ忘れ去られるのは不可能である。隣人たちのなかで生前前述のアリス・ファウラーをよく知っている者から、事件について調べに行った信頼できる人々によって私が知らされたように。そして、奇妙さのために出版するのが適当と考えたこの物語を聞いた。

(3) 2つの事件の注目点

アン・フーパーは船乗りの夫をもつ子持ちの既婚女性であるが、悪魔が登場する事件の前に、近隣の人々とのどのような関係にあるかの記述は見られない。彼女が隣人たちのなかでどのように受容されていたかは著者の関心の対象外であったと考えられる。困窮状態であったことを考慮すると、生活支援を得られる隣人の不在は彼女にとって非常に大きな問題であっただろう。その一方で、事件後隣人たちとともに彼女が精神的に支えられている状況が描写される。彼女を取り巻く社会関係は経済的な問題の解決には至らないが、精神的な側面では解決に向けた取り組みがなされている。

アン・フーパー事件に登場する悪魔は、子供殺しの誘惑者として貧困に苦しむ女性の前に現れた。誘惑を受けたアン・フーパーは神に祈りを捧げ、誘惑に対抗できることを願った。アン・フーパーは「ほとんど困りはて、どうしたらいいかわからない茫然自失の」状態にあった。それゆえ、悪魔からの誘いを受けた時に、子殺しの魔女になったとしてもまったく不思議でない人物であった。むしろ、魔女にならなかったのが不思議であった。当時のイングランドでは、困窮から逃れるために神に祈る女性ばかりではなかったことは明らかである。イングランドでの魔術事件の基本的なパターンの1つは、隣人との物品をめぐる争いの後に発生した隣人の不幸の原因が魔女の呪術の所為にされるというものであったが⁽⁷⁹⁾、ここでのパンフレットの記述は隣人間のいさかいにまったく言及しない。「主の名前を呼び、階段を走り降りて、ドアのところで隣人の誰かに会う通りに出て、驚異的な激しきで自分を守るために神に祈りを懇願した」という部分は、また「すべてのキリスト教徒の祈りを懇願した」というのは、むしろ隣人からの援助を強く期待していると感じさせ、アン・フーパーの良好な社会的関係を伝えている。シャドウエルが海運業や造船業に従事

⁽⁷⁹⁾ 魔女に関する物質的側面は概ね2つの点で検討される必要がある。1つは、バーリンガーが主張するこの時代の気候変動による食糧不足の側面である。天候魔術であり、ウルリヒ・モリトールやハンス・バルドゥングの図像に示されているが、イングランドに関する限り天候魔術が問題になったことはほとんどない。もう1つの側面は、第1の側面と関係しうるが、病気である。ヨーロッパはベストだけでなく、腸チフス、天然痘、結核、イギリス発汗熱病など複数の流行病にさらされた。これらについては、フェルナン・ブローデル著、村上光彦訳『物質文明・経済・資本主義 15-18世紀』I-1 日常性の構造 1、みすず書房、1985年。

する人が多く、同じ職業に従事する仲間意識が強い地域であったという事情はあるかもしれない。また、幾人かの聖職者と真面目な人々と一致団結して誘惑者に対抗するというのは、日常生活において教会の枠組みで個人が扶助されるという現実を示している。つまり、教会のもつ権威が個人の生活を規定していくという部分が表れている。彼女はキリスト教信仰に守られている人物として強く印象づけられている。ここには悪魔の訪問を受けるという点で、彼女は模範的キリスト教徒ではあり得ず、周縁者であったが、道徳的規準から完全に離脱した他者の姿は微塵もない。

また、悪魔の登場は依然として悪魔が社会的に既知のキャラクターであり、この物語を構成する上で欠かすことができない登場人物であることも示している。権威的メディアである悪魔学論文の内容が民衆的メディアのパンフレットに現れている。悪魔の言葉が「スムーズな言葉で話し、小さいが金切声のほめかすような声で（‘spoke in smooth language, and a low but shrill Insinuating voice’）」と書かれているが、悪魔は霊的な存在であり、スコラ学的には身体をもたず、曖昧な音で話すのが通例であった。たとえば、1566年のパンフレットには「奇妙な虚ろな声（‘a strange holowe voice’）」と書かれている⁽⁸⁰⁾。また、1486年の悪魔学の『魔女への鉄槌』でも「悪魔は肺や舌を欠いているので、真実かつ固有には話すことはできないが、身体の状態にしたがってあたかも歯や唇のように、巧みに話することができる。というのは悪魔は精神の意味を発音しようとするとき、声ではなくある声に類似した音によって意味する⁽⁸¹⁾」と記述されている。このパンフレットに見られる話し方の記述は作者が一定の悪魔学上の知識があったことを示している。

アリス・ファウラーは魔女と広く知られ、貧しく、生活はギリギリであったと思われる。頻繁に喧嘩をしていたことから、彼女の社会関係はそれなりに張り巡らされていたものと考えられるが、口が悪い彼女とのトラブルの具体的な記述は見られない。他方、20年前の記述に加えて、16年前の彼女の息子に関する記述があり、彼女がこの地域でいかなる暮らしぶりであったかを伝えようとしている。つまり彼女はこの地域にアン・フーパー事件の時も確実に居住していたことになる。過去に遡って記述するというスタイルは、パンフレットにしばしば見られるものであるが⁽⁸²⁾、それを可能にするのは事前の取材である。つまり取材を行うことによって、地域の人々に過去の記憶を喚起させる効果があったと考えられる。彼女が広く人々に受容されていたか否かはわからないが、少なくとも隣人として

⁽⁸⁰⁾ *The Examination and Confession of certaine Wytches at Chensforde in the Countie of Essex, before the Quenes maiesties Judge, the xxvi daye of July, anno 1566* (STC No. 19869.5). このパンフレットの詳細については、拙稿「魔女とともに生きる」214-228頁参照。

⁽⁸¹⁾ Heinrich Institoris and Jacob Sprenger, *Malleus Maleficarum* 『魔女への鉄槌』第2部第4章。この部分はアリストテレスの理解に基づき書かれている。声は「意味表示機能をもつある音」であり、魂をもつものだけが発する音の一種である。魂の働きによって吸い込まれた空気を器官に打ち付けることで声が出る（中畑正志訳『魂について』西洋古典叢書、京都大学学術出版会、2001年、103-105頁）。

⁽⁸²⁾ 先のパンフレット *The Examination and Confession of certaine Wytches at Chensforde in the Countie of Essex* には、十数年前の Andrew Byles との生活に関する記述と事件が登場する。

の存在を認められていたと言えるだろう。

アリス・ファウラー事件についても、彼女が少女を怖がらせたとか幽霊で現れたというだけで、現実を引き起こした物的被害については述べられていない。あくまで精神的な被害の側面にとどまっている。このことも一般的な魔女のパターンとの確かな距離を感じさせる。魔女狩り時に魔女が恐れられたのは、少なくともイングランドに関する限り、魔女であること自体が罪であるといった神学上の魔女の邪悪さではなく、また精神的被害ではなく、人の病気や死、家畜の死亡といった物質的被害であった。多くの場合、魔女との口論の後に降りかかった、人間や家畜の病気や死が魔女の呪いの所為とされたのである。つまり、日常生活を営めない状況に陥らせる魔女の物理的実効力こそが恐怖の源であった。しかし、アリス・ファウラーの事件にはその実効力は前面には出てこない。魔女は格段に解毒化されている。このことは病気のアリス・ファウラーに対する看護でも明らかである。彼女は長年魔女と考えられてきた。施錠して出かけた隣人の帰宅時に「仰向けに床の上で土のように裸で死亡し冷たくなっていた。彼女の大きな足が結び合わされ、彼女に毛布が掛けてあった」というのは、理屈の上ではあり得ず、暗黙裡に悪魔が彼女のもとを訪れたことを示している。この事件の中心は魔女ではなく悪魔である。アリス・ファウラー事件は10年前のアン・フーパー事件を下敷きに、その延長線上で考えられていたと言えるだろう。人口急増地域ゆえ、おそらく何世代にもわたる家系の継承がない新興の教区において、年月がたっても、以前の事件が色濃く残る実例である。アン・フーパー事件を経験して、アリス・ファウラー時にも間違いなくシャドウエルに悪魔は存在した。彼女は魔女と考えられていたにもかかわらず、隣人の看護を受け続けていた。問題なのは悪魔であり、アリス・ファウラーではなかったためとも考えられる。また、埋葬時に付き添うものはいなかったと書かれており、彼女が周縁者であったことは明らかであるが、彼女は教会の敷地に埋葬されており、彼女が決して隣人たちにとって他者ではなかったことを明らかにしている。というのは国教会が国教会信者ではないカトリックに対する埋葬をしばしば拒否してきたからである⁽⁸³⁾。その一方で、死体を動かしたときに悪臭がしたことは、悪魔が悪臭を発するという権威的メディアたる悪魔学の影響を示したものであっただろう⁽⁸⁴⁾。

この2つの事件は、前述したように、同じ教区でわずか10年間のうちに発生したものであった。魔女や悪魔が世代間で受け継がれる物語として、どの程度住民一般に実感されていたかはわからない。シャドウエルのような人口急増地域では、それらは農村部より控えめであったという推測は成り立つかもしれない。とはいえシャドウエルは悪魔が身近な存在として現前するという共通の経験を有し、また地域全体が貧困地域であり生活苦が付

⁽⁸³⁾ この件については、拙稿「エリザベス時代におけるレキューザンツ (Recusants) の形成と変容」(高田実・鶴島博和編『歴史の誕生とアイデンティティ』日本経済評論社、2005年所収) 191-192頁参照。

⁽⁸⁴⁾ たとえば、ロベール・ミュシャンブレッド著、石井洋二郎訳『近代人の誕生』筑摩書房、1992年、44-45頁を見よ。

きまとう日常であった。にもかかわらず、2つの物語は魔女の物理的力については脅威にならないという状況を記述していた。魔女は嫌われ者であったが、孤立無援の他者ではなかった。現状では、これが都市的な環境によってもたらされた状況であったか否かを判断することはできないが、十分に注意する必要があるだろう。

以上のことから、この2つの事件には周縁者であるが他者ではない⁽⁸⁵⁾魔女像が描かれていると考えていだろう。このパンフレットに見られた記述は、当時の一般的な魔女認識が、16世紀後半や17世紀前半のイングランドにおける魔女狩り最盛期の認識とは全く相違しているように見えるのである。

5. お わ り に

以上のことがらに魔女の生活史と合わせて見通しを与えると概ね次のようになるだろう。イングランドでは、当初魔女が産婆であるという大陸の魔女信仰により魔女が言及され始め、1542年に初めての魔術禁止法が制定された。同時にカニング・フォークによる民間療法の一部が合法化されるなど、諸々の魔術の実行者への関心が高まっていった。そしてエリザベス時代の1563年の魔術禁止法で魔術を用いて行う物的損害を制定法上の犯罪と位置づけ魔術の取り締まりに乗り出した。イングランドでは16世紀末に魔女裁判が全盛となった。ジェームズ1世はスコットランド国王時代の1597年に『悪魔学』を著し、魔女に意識の高い国王であった。こういった経緯が Visitation Articles に反映した。Visitation Articles を運用する単位であった教区は Visitation Articles における関連条項に、時代とともに魔術の実行者をますます魔女と称する条項を見る傾向にあった。魔女はまさにレイベリング過程によって生み出された存在である。これは魔女というラベルが貼り付けられていくものの、魔術の実行者という記述が消え失せるわけではないという点で、レイベリングの過渡期と見るべきである。社会における周縁者を視覚化する装置として Visitation Articles は機能していた。監察で魔術や魔女は告発されたが、必ずしも厳罰に処されたわ

⁽⁸⁵⁾ イングランドでは教会の単位である教区を行政単位と位置づけていく国制上の一大変化が起こった。たとえば、教会が行っていた貧民救済は、1536年・39年の修道院解散後、教区の責任となった。働くことができるのに拒否する浮浪者には1547年以降‘V’の焼印を押し2年間の奴隷と宣告する。1563年の救貧法(5 Eliz., c.3)は教区民から救済のための施しを集めることを定め、「まさに貧困にあり病気の者、弱った者、身体に障害のある者」が救済されるのに対し、「怠惰で遊んで暮らす者、頑丈な乞食を放逐するように」と区別している(G.W. Prothero (ed.), *Select Statutes and Other Constitutional Documents Illustrative of the Reigns of Elizabeth and James I*, Oxford, 1913, pp. 41-42)。1572年には教区ごとに貧民監督官(Overseer of the Poor)を選ぶことを決めた(14 Eliz., c.5, An Act for the punishment of vagabonds, and for relief of the poor and impotent)。1598年の救貧法(39&40 Eliz., c.3)は貧民を3つのカテゴリーに、すなわち労働可能な貧民、労働不能な貧民、怠業者に区別した。教区委員と貧民監督官は救貧税を徴収したが、労働不能な貧民とは、「身体に障害のある者、病気の者、老人、盲人、極貧で労働できない者」(‘the lame, impotent, old, blind and such other among them being poor and not able to work’)であった(*Ibid.*, pp. 96-100)。これらの者は救済の対象であり、周縁者ではあるが他者ではなかった。

けではない。周縁者を明示し、悔悛した者は再び教会に受け入れるという教区のキリスト教共同体の実質化を表していた。

17世紀半ばには裁判件数は徐々に減少し、収束していった。検討したパンフレットに見られる解毒化した魔女認識は、シャドウエルの悪魔がいる社会では明らかに魔女狩り全盛期とは異なっていた。魔女の脅威は着実に威力を失いつつあった。まさに魔女の物質的側面での弱体化があった。魔女は村のなかで長年にわたり生存し、村人と共生していたために、強力な魔女との対決は何としても回避したいものであったが、魔女であること自体は犯罪ではなく、魔女への恐怖の絶頂は魔女からの物質的報復であった。魔女の解毒化は教区の生態系のなかで、17世紀末には明瞭に表れ、おそらく多くの場合、魔女のソシアビリテの解体に先行して行われる。民衆的メディアである魔女事件のパンフレットは、魔女認識をわれわれに生き生きと伝えるとともに、魔女の生活史に影響していった。イングランドでは魔女の最後の処刑は1684年、最後の有罪判決が1712年だったのである。

魔女とメディアは、魔女研究に対して、魔女狩り衰退論への展望を含んでいると言える。魔女狩りの衰退の原因は、実験と観察を聖書の記述や神学に優先するという科学的思考の広がりや懐疑主義に求めるのが通例である。この場合、議論の中心は神学者や悪魔学者、裁判官などのエリートたちの世界にあり、一般民衆での心性の変化にはない。本研究で提示した魔女の解毒化がこれらと関係していることは疑い得ないが、筆者の言う解毒化は一般民衆の世界での魔女の物理的力の解毒化であり、精神的な側面たる恐怖の解毒化ではない。後者は現代社会においてもある意味存続しているからである。前者の解毒化は、本論で示したように、1680年前後に、権威的メディアの影響下であるのかかわらず、はっきりと姿を現すと考えるが、それがどのようにイングランドで進展していったのかの見取り図を本論で展開することはできなかった。解毒化の端緒が何であったのか、また解毒化しない魔女の理念型がいかなるものであったのか、その形成がいかなる経緯であったのかは問わなければならないだろう。識字率の向上や印刷物の増加というメディアの一大変化が、革命を経たイングランドの政治的・宗教的状况の変化のなかで魔女の位置づけとどのように関連付けて理解できるのか、これらを明らかにすることが強く求められているのである。